

保護者の皆様へ

岐阜市 子ども未来部  
子ども保育課長

## 新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う 保育所等<sup>\*</sup>の臨時休園・閉所（延長）について

日頃から、本市の保育行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
標記につきまして、本日、岐阜県より保育所等における臨時休園・閉所の要請期間をさらに5月31日（日）まで延長するよう要請を受けました。  
したがって本市では、保育所等の利用につきましては、引き続き、以下のとおりの対応とさせていただきますので、お知らせします（期間の延長以外の変更点はありません）。保護者の皆様におかれましては、何卒ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

### 1 保育所等の利用について

市内の保育所等は引き続き、原則として臨時休園・閉所とします。

ただし、医療従事者、警察、消防など社会の機能を維持するために就業を継続していただくことが必要な方やひとり親家庭をはじめ、仕事を休むことが困難な方々の子どもに対しては、保育の場の確保が必要であるため、安全で安心な体制が確保できることを前提に、継続して受入れの体制を整えます。

（※ 保育所等：認可保育所・保育園、認定こども園、地域型保育事業）

### 2 臨時休園・閉所（延長）の期間・手続き等

（1）臨時休園・閉所の要請期間

令和2年5月31日（日）まで（休日保育を含む）

（2）令和2年5月7日以降分の届出方法

1日でも当園予定の方は令和2年5月1日（金）までに「新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う保育意向確認票」を、在園する保育所等に提出してください。

全日登園されない場合は提出の必要はありません。

(3) 保育料について

臨時休園・閉所の要請期間中に登所・登園しなかった子どもの利用料（保育料）については、これまでと同様、登所・登園しなかった日数に応じて利用料を減額することとし、後日還付または翌月以降の利用料に充当いたします。手続き等の詳細は、別途お知らせします。

(4) 給食費について

給食費についても保育料同様、後日還付または翌月以降の給食費に充当いたします。

ただし、公立保育所以外の教育・保育施設に通園されている子どもにつきましては、食材の発注方法などが施設によって異なるため、在籍する施設にお問い合わせください。

### 3 新型コロナウイルスに関連した患者が発生した場合等のお願い

臨時休園・閉所の要請期間中、保育所等において在園児または保育所等職員に感染者が1人でも発生した場合には、**発生した当該施設を全面的に臨時休園・閉所（閉鎖）**とします。

また、在園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合などPCR検査を受診することになった場合には、当該園児の保護者に対して、登所・登園を避けるよう要請します。

加えて、**在園児または保護者の方などが以下に該当することとなった場合には、速やかに登所・登園する保育所等にお知らせください。**具体的には、

(1) 在園児または保護者が、

- ①「濃厚接触者の疑い」となった場合
- ②保健所から「濃厚接触者」と特定された場合
- ③「PCR検査を受診する」こととなった場合
- ④「患者（無症状の場合を含む）」と診断された場合

(2) 同居のご家族、在園児または保護者の親しい友人等（最近、在園児が長時間一緒に過ごした友人など）一定の接触がある者が、上記の①～④となった場合

ご理解とご協力をお願いいたします。

【照会先】

岐阜市 子ども保育課  
入所係長 坪内  
電話 058-214-2143  
認可指導係長 田中  
電話 058-214-7826